明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○港則法施行規則の一部を改正する省令（国土交通五九）　一
○気象業務法施行規則の一部を改正する省令（同六〇）　二
〔告　示〕
○公有水面埋立法施行令第三十二条第一号の甲号港湾及び乙号港湾を指定する告示の一部を改正する件（国土交通六九八）　四
○予報警報標識規則の一部を改正する件（気象庁五）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二六
特殊法人等
日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録取消し、令和元年度決算（都道府県議会議員共済会・市議会議員共済会・町村議会議員共済会）関係　二七
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三
会社その他
会社決算公告

省令

○国土交通省令第五十九号

港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第三十八条第一項及び第五項の規定に基づき、港則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月二十四日

国土交通大臣　赤羽　一嘉